平成２２年（フ）第１１４１号
兵庫県西宮市川西町15番６―202号、前住所兵庫県西宮市上甲東園５丁目６番31号
債務者　仲矢　峰雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１４２号
兵庫県西宮市川西町15番６―202号、前住所兵庫県西宮市上甲東園５丁目６番31号
債務者　仲矢　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１４８号
兵庫県西宮市弓場町４番36号
債務者　南野　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５３９号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮18番地１　サンリバーハイツ201号
債務者　日髙かつえ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３９号
秋田県横手市下境字大橋脇23番地
債務者　沓沢　香奈
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１４６号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字馬場84番地４
債務者　小野寺政和
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１５８号
岩手県一関市山目字寺前30番地４
債務者　菊地　信夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２号
群馬県太田市岩松町227番地１
債務者　戸谷　直子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２１１９号
さいたま市西区大字西遊馬1813番地１　西遊馬団地３―308
債務者　甲斐ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３７号
埼玉県川口市大字安行慈林619番地の９
債務者　柴田　立志
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３８号
埼玉県川口市柳崎１丁目13番１―203号　雇用促進住宅
債務者　東海林　廣
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
埼玉県深谷市上野台1945番地４
債務者　野口　理恵
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６４号
新潟県魚沼市須原434番地１
債務者　荒谷　ヨシ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
新潟県長岡市脇野町1352番地１、前住所新潟県長岡市脇野町1353番地１
債務者　小川　　智
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
新潟県柏崎市小倉町10番16号　メゾネットガーデン小倉町12号棟
債務者　田中　洋美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
新潟県長岡市表町２丁目２番地15
債務者　吉田　一實
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
愛知県岡崎市鴨田町字北魂場55番地４
債務者　本井　友紀（旧姓丹波）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係